

議案第22号	三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例の制定について
コミュニティ課	三田市ふれあいと創造の里内にある釣り堀を平成23年度から廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 現在、ふれあいと創造の里の釣り堀は、「四ツ辻老人会釣り部会」に運営を委託している。釣り堀デッキの老朽化が激しく利用者の安全面から大規模な修繕が必要である一方で、釣り堀利用者数が少なく毎年100万円程度の赤字が発生している。</p> <p>この様な現状を踏まえ、今後の釣り堀運営について地元老人会及びため池水利権者と調整を進めてきた結果、平成23年度から事業を廃止する方向で、四ツ辻老人会及びため池水利権者との間で協議が整ったため、これに伴う関係例規を改正しようとするもの。</p> <p>【内容】 条例中「釣り堀」に係る関係規定を削る。(第3条、第3条の2、第3条の3及び別表) →別紙新旧対照表</p> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【予算措置】 釣り堀デッキ撤去費用 1,626千円 (平成23年度予算要求額)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年11月 四ツ辻老人会釣り部会及びため池水利権者の事前協議・了解済み ・釣り堀デッキの撤去(平成23年度の早い時期に撤去) ・条例改正にあわせて、同条例施行規則についても「釣り堀」に係る関係規定を削る。 <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>	